



平成26年11月25日

各 位

会 社 名 新晃工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 武田昇三  
(コード番号 6458 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員  
管理本部長 津澤 勲  
(TEL 03-5640-4159)  
(TEL 06-6367-1811)

(継続開示) 厚生年金基金の特例解散に伴う特別損失の発生に関するお知らせ

平成25年9月27日「厚生年金基金の特例解散に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社および当社連結子会社の一部が加入する「西日本冷凍空調厚生年金基金」(総合型)は、平成25年9月18日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。この方針に基づき、本日開催の代議員会で特例解散の決議がなされ、これを受け、特例解散申請時の代行部分積立不足額に基づく当社負担額(概算)を平成27年3月期第3四半期において特別損失として計上することといたしましたので、お知らせいたします。なお、特別損失として計上する額は概算額であり、その確定は基金の清算業務終了時点となります。

記

1. 解散に伴う損失の発生と業績に与える影響

解散認可が平成27年3月と想定した場合の同基金全体の積立不足額(概算)に、当社および一部の当社連結子会社の負担割合(平成25年9月30日現在における基金全体の標準報酬月額総額に占める、当社および一部の当社連結子会社の標準報酬月額総額)を乗じる方法で算出された264百万円を、同基金解散に伴う損失見込み額とし、厚生年金基金解散損失引当金として平成27年3月期第3四半期に計上いたします。

なお、平成27年3月期通期の連結業績予想につきましては、他の要因も含め修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

2. 解散認可の時期

解散認可の時期につきましては、平成27年3月頃となる見込みであります。また、当社の負担額の納付につきましては、解散認可よりおよそ半年～1年後となる見込みであります。

以 上